

中国農村における 合作経済組織の変遷と再建*

巖 善 平

はじめに

本研究の課題は、1980年代以降、中国農村における経済組織、とりわけ、合作経済組織の再編と再建の現状を考察し、体制改革の下で推し進められてきた新たな農業合作化の進行過程、合作経済組織の存在形態、成立条件、構造的特質を明らかにすることである。

周知のごとく、1970年代末から始まった中国の農業改革は、「人民公社—生産大隊—生産隊」という生産隊を基本的な生産単位と分配単位とする三段階所有の、しかも、行政機能と经济管理機能を同時に有する人民公社体制の崩壊と、土地の集団的所有を前提とする個別農業経営ならびにそれを補完する新たな協同組織の育成を中心に展開されてきている。その意味において、ここ十数年の農業改革は、農業経済組織の再編と再建の過程であり、そのための制度整備の過程でもあると言えよう。

ところが、農村経済において着々と進められてきた合作経済組織の再建状況について、統計資料の制約もあって、今のところ、事例研究に留まらざるをえないものが多く、最近ようやくいくつかの調査報告書が公表されるようになった。しかし、合作経済組織の変容過程や存在形態と組織構造、成立条

* 本研究は J A 全中平成 4 年度農業協同組合研究奨励事業より研究助成を受けて行われたものであり、本稿は J A 全中に提出された報告書を加筆修正したものである。同研究成果を公表する機会を借りて、J A 全中に深く感謝の意を表したい。

件についての総括的な分析は依然として充分に行われずにいるように思われる。

こうしたことを踏まえて、本稿では、それらの調査資料を活用しながら、独自の調査資料も併用して、以下のように合作経済組織の考察と分析を進めていく。まず第1節では、中国農村経済における合作組織の変容分析を軸に、合作組織の形成と変質過程を考察し、そして、1980年代以降合作組織の再建過程を政策的側面と実態の推移との両面から追跡することによって、合作組織と行政部門との関係変化を明らかにする。第2節では、既存の調査資料を最大限に利用し、合作経済組織の現状を実証的に分析し、合作組織の存在形態と組織構造、成立条件と地域的特性、実際の運営状況等を明らかにする。そして第3節は、内陸農村で推し進められている新たな合作化の事例を分析し、特に専門的合作組織の形成と組織構造、ならびに既存の農業経営サポートシステムとの関係を現地調査の資料に基づいて、より具体的に考察し、第1、2節の分析内容の理解を深めることを主なねらいとする。

第1節 合作経済組織の変容

1. 合作経済組織の形成と変質

中国の合作化運動は、1950年代初頭、共産党政権の下で行われた土地改革が終了した直後に始められたものであった。もちろん、それ以前の農村社会において血縁または地縁を基礎にした労働力や役畜の非恒常的な互助行為が存在しなかったわけではないが、組織的かつ全国規模での合作化運動は中国の農村ではかつてない出来事であった。

ところが、その農業合作化は、必ずしもきちんとした法律や行政令をもって実施されたものではなく、その内容自体もまた単純なものであった¹⁾。つ

1) 1956年7月に、毛沢東は「農業合作化の問題」という論文を発表し、農業合作化の必要性を訴えた。毛の考えに沿って、同年10月に中共第7回第6次総会で「農業合作社に関する決議」が採択された。それを受けて、56年3月に「農業生産合作社の模範定款」、同6月に「高級農業生産合作社の模範定款」が、全国人民代表大会でそれぞれ採決された。初級、高級合作社に加入する農家の比率は、1955年10月に32.5%、56年3月に88.9%、同年6月に91.7%と急速に高まったことを

まり、合作化は、あくまで農業の生産過程での農機具や役畜の協同利用、水利・灌漑施設の協同管理と利用に留まり、農業生産資材と農産物の共同売買などの流通過程を含まなかったのである。

当時、政府が生産過程の協同化を進めた背景には、①土地改革で自作農となった農家の中に、生産手段、あるいは労働力の不足で土地を耕すことのできないものが多く現れたこと、②土地の私有化の下で新たな農民層分解が始まり、生計を図るために土地や農機具を売却し、再び小作農に転落する農家が出始めたこと、③協同化なき個別経営、とりわけ水田農業の場合には、灌漑施設などの基盤整備が不十分なため農業生産が天候に左右されやすいこと、④新しい国家建設に必要な農業生産余剰の増加、ひいてはそれを可能にする生産力の増強を政府が制度改革を通じて実現させて行かねばならぬという社会的要請があったこと、というような事情があった²⁾。

1950年代中頃までの農業合作化は、概ね互助組→初級合作社→高級合作社の順序で進められ、その過程において、組織の規模が拡大していったばかりでなく、その内容も次第に変質してしまった。

互助組の設立は、地域間に時期的ばらつきがあるものの、52年末に殆どの地域の殆どの農家が何らかの形で互助組に加入するようになった。互助組は、集落を単位とするものが多かったが、農家自らの任意的結合によるものもあった。そして、存在形態には自主、互惠を原則とする常設組織、季節的な臨時組織と貧困農家の労力や役畜の不足問題を解決するための作業請負組織との3つがあるが、前の2つは圧倒的に多かった。組織の運営原則は、自主互惠、等価交換と民主管理とされていたが、その原則と併存したのは、耕地を含むすべての生産手段が農家の私有であることであった。

こうした農業合作化は、本来なら協同化の基本原理に沿って法制度の整備

↘考えると、農業合作化は、事後承認的性格を有すると言わざるを得ない。詳細は、童大林著（近藤康男訳）『中国の農業協同化運動』（お茶の水書房、1963年）を参照のこと。

2) この点につき、近年各地で出版されつつある地方志のなかで非常に細かな記述がなされており、しかも各地の県志から類似する内容が目立つ。例えば、『金山志』（上海人民出版社、1990年）。

や組織自体の合理化などの面で十分に改善されるべき点が多く残っていたにもかかわらず、その後の政治経済的原因で、協同化の原理からかけ離れた方向へ急ピッチで進められていった。

1953年から55年までのわずか2、3年間で、準社会主義的性格を有する初級合作社が互助組を基礎に各地で設立されることになり、56年1月に初級合作社に加入する農家の比率は49.6%にも達した³⁾。それは、農家が、私有土地の耕作権を初級合作社に譲渡し、役畜や農機具などの使用権をも有償的に初級社に提供すると同時に、初級社の生産活動に参加する、そして、生産成果から生産コスト、農業税および集団積立金を差し引いた残余が、各農家の投入した労働日数と提供した耕地の面積に応じて分配される、というシステムであった。作柄の統一的調整や労働力の統一的調達、農機具の効率的利用、それに自然災害の防止強化などの面で、当該システムが非常に優れているという評価は普通であった。

そして、1956年頃には合作社の規模がますます拡大し、集落単位を超えた高級合作社が、より速いスピードで設立されるようになった。農家には僅少の自留地と小農具の所持が認められた以外に、すべての土地が高級合作社の集団所有とされ、また、農家の有する役畜と大型農機具も高級社によって購入され集団所有と化されてしまった。

より重要なのは、互助組→初級社→高級社という合作化の過程において、とくに第2段階以降の合作化が主として行政の強力な指導の下で推進され、農家は政府の指導に従わざるをえなかった傾向があった、という点である。

53年に始まり、56年頃末から本格化した農業の社会主義改造は、「合作化運動」と名付けられてはいるものの、実際は、そこには組織の民主管理やメンバーの参加または退出の自由、という協同化の基本原則が殆ど貫徹されておらず、農業集団化、すなわち人民公社（1958年）へ進むための1つの段階にすぎないものといっても過言ではない。

53年以降の合作化運動が形骸化した最も重要な原因は、厳しい国際環境に

3) 前掲、童大林著（1963）による。

取り巻かれている中で、経済的基盤がきわめて弱い状態から近代的経済建設、工業化を進めていくには、国内の資本蓄積がどうしても必要となり、そのため、農業生産力の増強だけでなく、主要農産物の生産、流通、価格に対する政府の統一管理も不可欠であったと考えられるようになり、その調達を可能ならしめる組織的受け皿として、初級合作社、高級合作社、さらに人民公社体制の構築が行われざるをえなかった、というところに求められよう。政府による農産物の統一買付と統一販売を中心内容とする「統購統銷」制度⁴⁾、あるいは、人口、労働力の地域間移住と産業間移動を制度的に規制するための「戸籍制度」は、こうした農業集団化や人民公社の組織システムを抜きにしては、いずれも執行不能であったろうに違いない。

ところで、従来の協同化原理に基づいた合作化は、上で述べた通り、確かに有名無実と化してしまった。しかし、初級社の設立、とくに人民公社システムの確立に伴って、農業の生産過程に限らず、農業機械や肥料など生産資材の供給機能と農副産物の買付機能を担う「供銷合作社」、農家の余剰資金を吸収する「信用合作社」、そしてまた、農業技術の普及や品種改良、病虫害の防止と除去など農業生産のサポートシステムも次第に合作社、人民公社の中に取り入れられるようになったことは、注意に値するものである。

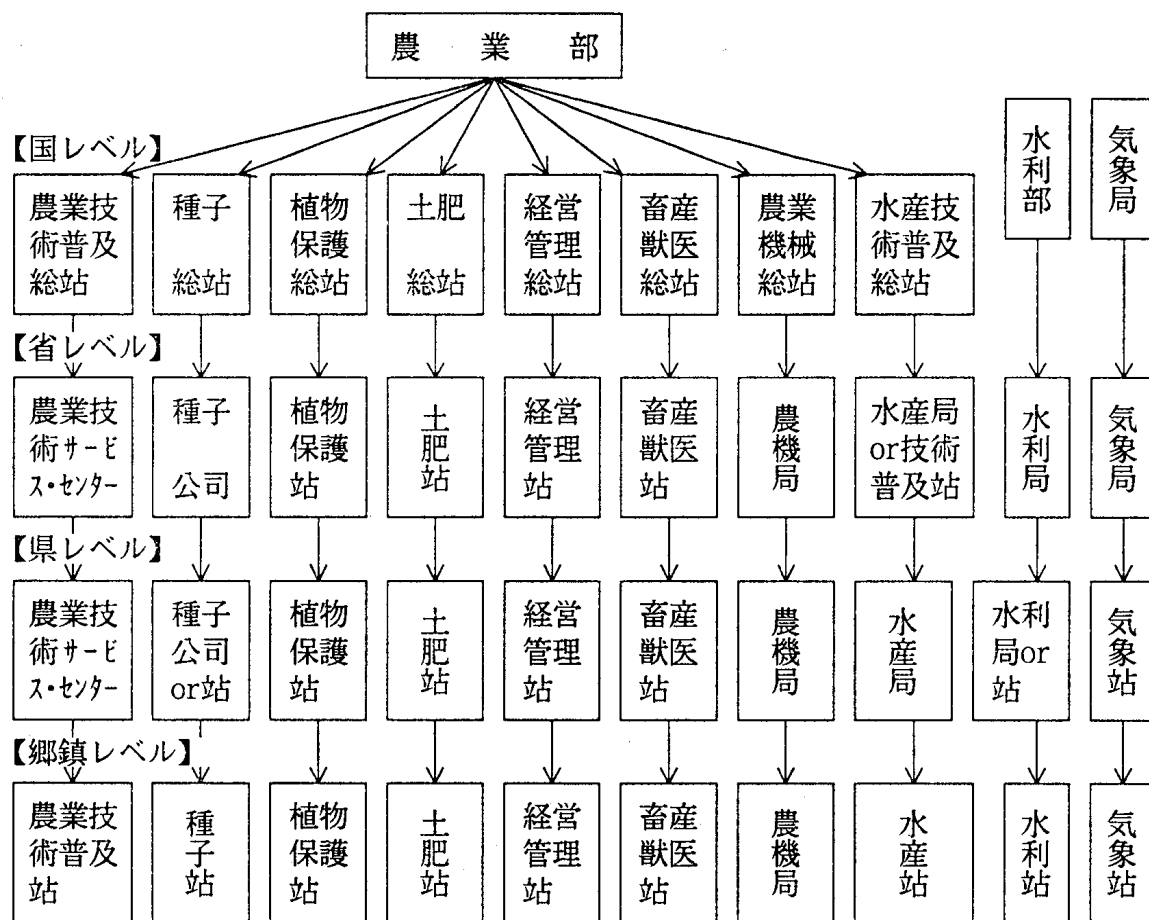
農業改革が開始する（1980年代初め）までの農業集団化時期において、経済運営における指令的計画の影響を受け、「供銷合作社」も「信用合作社」も、農民による協同組織の性格を喪失し、知らずに国営の経済組織に変わっていった⁵⁾。当然のことであるが、農業生産に対する様々なサービスも、人民公社体制の下で、専ら行政責務の一部となってしまった。

図1には人民公社時代における国から郷（鎮）までの農業生産サポートシステムが示されているが、そのサービスする対象は、指令計画に基づいた集

4) 主要農産物が政府によって買い付けられ、販売される制度であるが、市場経済化が進む中、同制度による農産物流通の規制が徐々に緩和されてきており、多くの地域では、事実上何の機能もしなくなっている。

5) 農村経済年度分析課題組『1990年：中国農村発展年度報告』第7章「農村経済組織」（中国社会科学出版社、1993年）を参照せよ。

図1 人民公社体制下の農業サポートシステム



(出所)：郭書田他『変革中的農村与農業』（中国財政経済出版社，1993年）より。

団経営の生産隊である。もちろん，そのための人件費や事業費は主として国の財政予算で賄われ，生産隊にとってはただサービスを受けるのみであった。

2. 合作組織の再建

(1) 農業政策にみる合作組織の再建過程

1980年代の農業改革，すなわち，土地の集団所有を前提とした個別農業経営制度の確立は，農村経済に著しい変化をもたらした。かつて生産，分配および行政管理の機能を兼ねた生産隊は，生産請負制が導入されて後，たちまち形骸化してしまった。生産管理や経営成果の分配が主として農家自身の意思決定に委ねられるようになった一方，集団所有の土地，生産財および（集団所有の）企業に対しての管理，政府への農産物供出任務の遂行，それに農

業税や様々な負担金の徴収などの業務が生産隊から生産大隊の方へ移行せざるをえなかったことが主要な原因である。

しかし、既存の生産大隊（1984年以降、郷政府の設置に伴って、村民委員会に変更）も、集団積立金の減少や具体的な農業経営からの退出が原因で、大隊の組織自体が次第に有名無実と化し、大隊の幹部も、村レベルでのみ実行可能な協調的または協同的仕事から身を抜き、自らの「責任田」の経営に専念するようになった。結局、多くの大隊は、集団所有の財産管理や企業経営のような、本来果たすべき役割を喪失し、農産物の供出計画と一人っ子政策の執行を含む色々な行政的機能までもが失なわれつつあった。このような大隊（村）組織の麻痺状態は、内陸の農業地域でとくに際立った。

国務院農村発展研究センターの調査によれば、農村経済における組織の再建が叫ばれてからの1987年に、村組織の麻痺状況（麻痺組織数対全組織数の比率）は、先進地域で5％、中進地域で20％、後進地域で50％にのぼり⁶⁾、また、民政部が1989年に行った調査では、村民委員会が殆ど機能しない組織数は、依然全体の20％に達した⁷⁾。

もちろん、基層組織の機能不全または麻痺状況は、何も大隊（村）レベルに限って見られる現象ではなかった。人民公社レベルにおいても、図1に示された郷（鎮）レベルにおける様々な農業生産のサポート部門は、サービス対象の変化（生産大隊対生産隊→村対農家）に起因したサービス量の急増と、国家の財政事情から生じた事業費や人件費の深刻な不足とがあって、以前と同じように機能を発揮するどころか、組織自体の存立までもが困難な状態に陥ってしまう傾向にあった。それはまた経済の発展段階に応じているかのよう、遅れた地域ほど、問題が深刻であった。

こうした状況に対して、政府は何もなさなかったかという、そうではない。ここで、過去十年余り農業政策の中から政府の合作組織の再建に対する考え方と基本方針を見ることにしよう。

6) 王振躍「村組織建設状況分析」(『発展研究通訊』第82期, 1988年1月)による。

7) 吳志鴻「試論郷村発展中の自治組織動力機制」(『農村経済文摘』1989年1月)による。

農村経済における合作組織の再建方向が最初明記されたものは、1983年中共中央1号文件「当前農村經濟政策的若干問題」である。そのなかに、人民公社の体制改革の方向について以下のような内容が記述された。すなわち、人民公社体制下の生産隊または生産大隊は、依然として集団所有制の合作經濟組織であり、政府の計画に基づく農業生産の調整、農産物の供出任務の遂行、集団所有の土地・生産手段ならびにその他公共財産の管理、それに農家に対する農業サービスの提供、といった役割を生産大隊か生産隊が担わねばならない。この種の合作經濟組織は個別農業経営にとって必要不可欠ではあるが、組織の名称や規模、管理機構の設置については農家自身が意思決定権を有する、とされた⁸⁾。

ここから推察できるように、80年代初頭、農業経営システムの急激な変化によって引き起こされた「(行政と一体化された) 合作經濟組織」の機能不全、ひいては組織の解体は、個別農業経営の効率改善を妨げることになったのみならず、政府の農業と農村に対するコントロールにも多くの困難を来したことが事実であり、その問題を解決する目的で、今度は個別農業経営を基礎に、しかも農家自らの意思で新たな合作化を進めようとする政府の意図が見え隠れしていた。

新たな合作化あるいは合作組織再編の方向は、1984年中共中央1号文件のなかでより明確的に打ち出された⁹⁾。すなわち、農家の個別農業経営と合作組織による協同経営を結合するため、土地の集団所有を土台とする「地区性合作經濟組織」が設置されるべきだとした上で、組織の範囲は、生産大隊でも生産隊でも構わないし、村民委員会と並行して設立されることも、一体化することも当事者自らの判断で決められるとされた。それと同時に、農家は地縁に断ることなく、自主的に様々な専門的合作組織に加入し、あるいはそれを組織することもできると具体的に規定された。さらに、「地区性合作經濟組織」も専門的合作組織もすべて平等互惠的、あるいは協調指導的關係に

8) 農業部政策法規司『農業政策法規選編1983年』参照。

9) 同上『農業政策法規選編1984年～85年』参照。

あり、いかなる行政機関にも属しない性格のものと定められた。

そして、85年と86年の中共中央1号文件も、例年通り農村經濟改革を深化していくための指針を示すものであり、なかでは、合作組織の再編方向だけでなく、再編の方法までもが提示されるようになった¹⁰⁾。

それ以来、「統分結合、双層經營」を目標とした新たな農業合作化は、建前上の農家本位と対照的に、殆ど政府の強力な行政指導の下で推し進められて今日に至っている。1987年からスタートした「農村改革試験区」の設置によって、合作組織の再編と再建も含めた様々な経験または教訓が得られるようになり、それがまた全国農村の制度改革と組織再建に役立てられていることは紛れもない事実である。1991年10月に国务院の下した「加強農業社会化服務体系建設的通知」と1993年7月に公布し実施されている『農業法』、同11月14日に中共第14回第3次総会で採決された「關於建立社会主義市場經濟体制的若干問題的決定」の中で、個別農業經營と集団による協同經營の結合、つまり、「統分結合、双層經營」の体制を農村の基本的な經濟制度とし、それを推進するための様々な方針も明確に示されている¹¹⁾。

(2) 合作組織再建の実態

一方、現実の農村經濟の中で、血縁または地縁という最も基本的な社会關係を基礎にした、最小必要限の農家間の協同作業や共同売買などのような（主として臨時的な）合作組織が、地域を問わず、經濟の發展水準とも関係なく、自発的に形成し、農家單位の生産請負制を機能的に補っていたことは、また厳然たる事実として見逃されてはならない。労働用役の交換や役畜、農機具の共同使用、というようなインフォーマルな臨時的な合作組織がそれである。

第2に、集団所有財産の管理運営に端を発したフォーマルな合作組織の再編と再建である。人民公社時代において、いわゆる「社隊企業（後の郷鎮営

10) 同上、および同『農業政策法規選編1986年～87年』参照。

11) 『中国農業年鑑1992年』（農業出版社、1992年）と『人民日報』（海外版）1993年7月5日。

企業と村営企業)」のような非農業セクターが成長した先進農村地域（江蘇省の南部地域や大中都市の近郊農村）では、個別農業経営の制度が確立されていても、工場、機械設備など固定資本の分割が困難なため、それを管理し運営していく必要がある、という認識が一般的であった。それゆえ、大隊と公社は、既存の組織機構を構造的に改善しながら、組織の性格を合作組織のそれにより近づけようとする努力が払われた。1984年に、郷鎮企業の成長促進政策が打ち出されたことと、「政社分離（行政と経済管理の分離）」の体制改革が完成したこととがあって、先進農村地域では、郷鎮レベルにおいて郷鎮営企業や農業に対しての経営管理または指導を専門的に担当する「実業総公司」、あるいは「経営管理弁公室」のような機関が郷鎮政府と併行して設置されるようになり、また、大隊の名も村民委員会に変更され、一部の地域では、村の党支部が村民委員会と分離されただけでなく、村営企業の経営ならびに農業生産の指導が主たる業務とされた村経済合作社も（ほとんど形式的なものにすぎないが）作られるようになった。

第3に、注目に値する合作組織のもう1つの形態には、地縁や血縁、それに集団所有の固定資本を基礎にした「業縁」の3つを共に乗り越えた、協同の原理により近い「専門的合作組織」または「専門協会」というものがある。それは、最初農業経営の面において、農産物の販売において、一定の特技をもつ農家が経営規模と経営内容の拡大を通じて、いち早く「専業戸」か「重点戸」として成長し、その技術の習得や改良を目的に経営内容別の技術研究会、勉強会がまたそれらの農家を中心に形成され、そして、それが次第に生産、流通をも含む専門的合作組織までに成長していったものである¹²⁾。協同原理により近いというのは、農家の組織への加入も、そこからの退出も、全く個々人の意思に委ねられていることを指しているものである。

最後に指摘しておかねばならないのは、1950年代の合作化運動の中で形成され、後に変質した「供銷合作社」や「信用合作社」も、80年代半ば以降の合作組織の再建過程で、組織の構造改革と機能転換を迫られていることであ

12) この点につき、前掲『1992年中国農村発展年度報告』参照。

る。今日では、「供銷社」も「信用社」も、建て前上、協同原理に基づいての農家による、農家のための合作組織となっているが、現実はどうも違っているようである¹³⁾。

このように考えてみると、実に政府の合作組織の再建政策が出される以前に、様々な形の協同化が既に始まったといっても差し支えない。しかし、新たな合作化を規範化の方向へ導いたのがやはり政府の政策方針である、と考えるのも事実に反しないであろう。

1980年代中頃以降、政府の行政指導もあって、先進農村地域における合作組織の名称は、郷鎮レベルで「合作経済連合社」、村レベルで「村経済合作社」でほぼ統一されるようになり、組織内の機能部門の整備と役割強化も、集団経済の資金力をバックに推し進められてきた。また、合作組織の運営過程においては、行政的指導と合わせて、契約という新しい手法が用いられ、組織の効率的運営が図られるようになった¹⁴⁾。

蘇南モデル地域の実態調査によれば、普通、郷鎮の「合作経済連合社」のなかに、「農業公司」、「工業公司」と「副業公司」のような専門的经济管理組織が設けられており、郷鎮所有の企業に対しては、契約制（または請負制）を通しての経営管理が行われ、また、個別経営の農家やその他経済主体に対しては、間接的な行政指導を維持しながらも、様々な経営サービスが提供されている。

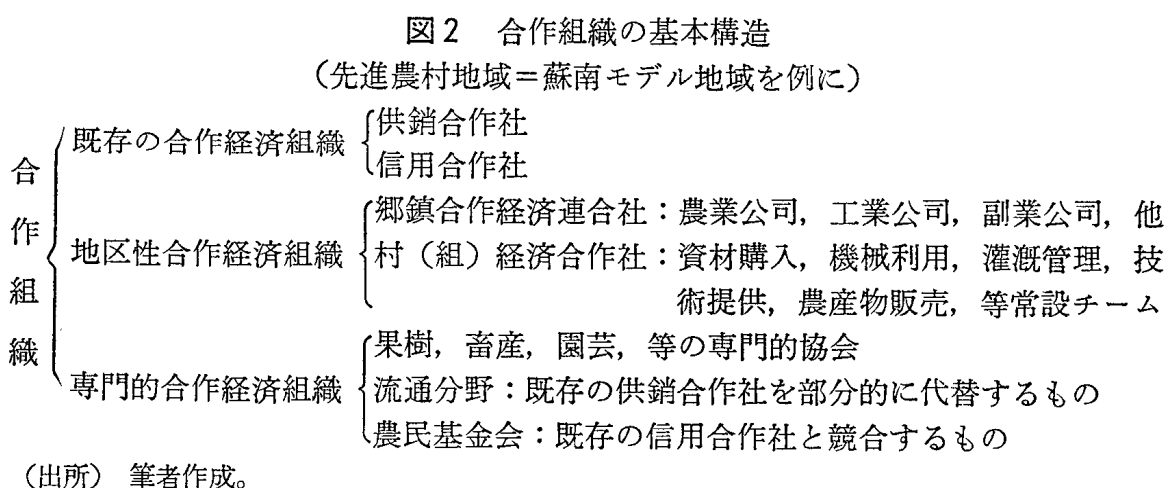
そして、村レベルでは、村所有企業の経営は、多くの場合、「合作社」を中心に行われるが、農家の農業経営に対しては、そのサービスが主として生産資材（種子、肥料等）の統一購入、機械の共同利用、灌漑管理、農業技術の提供、農産物の統一販売などの機能を有する常設サービス組織によって提

13) 中国各地の農村調査で感じとったのであるが、「供銷社」と「信用社」が農民のための組織という認識を農家はあまりもたず、むしろ、それが官営のものであると考える人が多いようである。そういうこともあり、近年、農民基金会のような新しい信用組織や流通組織が多く作られるようになった。

14) 行政組織と经济管理組織と経済主体の契約関係については、筆者自身が行った「蘇南モデル地域」の調査を纏めた『現代中国農村の社会と経済』（アジア政経学会、1992年3月）を参照されたい。

供されている。

以上述べた先進農村地域で再編，再建された合作組織の基本構造を図示すると，図2のようになる。



ところで，これらの合作経済組織，とりわけ，新しく形成された「地区性合作経済組織」と専門的合作経済組織の性格については，前述した通り，それはいかなる行政機関にも属しない，経済的合理性に基づく互恵的な協同組織であると制度的に規定されている。そして，組，村，鄉鎮各レベルの合作社相互間の関係，ならびに合作社と既存の農業サポートシステム（図1参照）との関係は，かつて集権体制下で見られたような行政的な序列関係ではなく，かわって，間接な指導的あるいは協調的なものになりつつある。

こうして，土地の集団所有が維持されている中で，いわゆる「統分結合，双層経営」という農家と農家，農家と行政との関係をうまく調整する新しいシステムが築き上げられたのである。その再編と再建を可能ならしめた主な理由は2つある。すなわち，1つは，集団所有資産（郷営，村営企業）の運営と管理，および郷村営企業の経営利潤の一部を支えとする集団的農業サービスなどの役割を果たしうるこの新しい合作組織が政府の期待するものと合致したこと。いま1つは，新しい合作組織が市場経済化が進むなかの個別農家にも歓迎されていることである。農業経営の全過程において，農家単位で

はできないこと、あるいは規模の経済がないため、農家単位でできるにしても、非効率的になりかねないことが顕然化し始めたところに理由があった¹⁵⁾。そして、先進農村地域での新たな合作化が早く進んだ原因のなかには、郷鎮企業の発達に起因した農家の余剰労働力の減少、消滅が協同化の必要性を高めたことと、合作社の個別農業経営に対してのサービス・コストが集団の蓄積で賄われていることがあったと指摘せねばならない¹⁶⁾。

東部沿海の先進農村地域に比較して、内陸農村における新たな合作化が相当遅れていることは、第2節の分析で明らかとなろうが、そうした先進地域の経験を内陸の農村経済でも普及させようとする政府の努力が相当払われていることは否定できない事実である。それは、つまり、最初は内陸の局地に限って、「農村改革試験区」という形で新たな合作化を行政側が意図的に推進し、そして成功の経験または失敗の教訓をその他遅れた地域の組織再建に役立てる、ということである。第3節で内陸農村における新たな合作化の事例として取り上げられる陝西省礼泉県のことがそれである。

第2節 合作組織の現状分析

1980年代以降、中国農業において、新たな合作化、言い換えれば、合作組織の再編と再建が、政策の側面で積極的に推進されてきたのみならず、農村経済の中からの、いわば内発的な実践としても、特に先進地域で非常に目立った現象であった。しかし、残念なことは、こうした激しい動きを把握するための全国的な統計調査が1988年4月になってようやく始められ、それ以前のことについてはほとんど事例研究しか見当たらない、ということである。

この節の目的は、88年以来、政府部門または政府の政策研究機関が非定期

15) 農業部および国家統計局の調査によれば、1990年に農家1戸当たりの耕地面積はわずか67.2アールであるのに、それが平均して5.52ヶ所に分割されている（『中国農村住戸調査年鑑』〔統計出版社、1993年〕と「1990年：中国農村土地承包制度及合作組織運行考察」〔『農業経済問題』1991年第8期〕）。

16) 前掲、拙著（1992年3月）第1章「農村社会経済の基礎構造」参照。

17) ここ数年、公表されたものは主に以下の3つある。

①農業部経済政策研究中心農村経済組織課題組「中国農村地域性合作組織的／

的に行った合作化についての調査資料¹⁷⁾を中心に、合作経済組織の現状を分析し、合作化の地域的特性、合作組織の設立条件、合作組織の構造と運営状態等をできるだけ数量的に提示することである。

1. 合作経済組織の現状と地域的特性

(1) 「地区性合作経済組織」の現状

中国における農村社会の基層組織は、郷鎮政府と村民委員会から構成されるが、1993年に、両者の組織数はそれぞれ48,179と802,352であった。ここでもまず、基層の行政組織または自治組織を土台に構築された「地区性合作経済組織」の現状を見ることにしよう。

表1 地域別にみる地区性合作経済組織の設立状況（1990年）（％）

	郷鎮合作社 の組織率	村合作社 の組織率	合作社の組 カバー率	村レベル以下の合作社の構成比		
				村 単 位	組 単 位	組 連 合
東 部 地 域	56.2	77.4	73.5	40.1	48.5	11.3
中 部 地 域	40.2	55.7	77.3	58.4	38.7	2.9
西 部 地 域	25.9	28.6	48.1	5.1	92.0	2.9
全 国 平 均	38.0	54.9	65.1	21.2	73.9	4.9

（出所） 農業部資料より作成。

①「実証描述」（『中国農村経済』1989年第1期）。本調査は、1988年4月に始められ、「農村経済情報点」と指定された100県（海南省とチベット自治区を除く）の中から1200村をランダムに抽出して行われたものである。

②農業部農村合作経済研究課題組「1990：中国土地承包経営制度及合作組織運行考察」（『農業経済問題』1991年第8期）。本報告書は、同研究グループが88年に行った同類の調査を踏まえ、90年初め全農村地域（チベットを除く）を対象に実施された調査資料を用いて作成されたものである。

③中共中央政策研究室・農業部農村固定観察点弁公室「1990年農村双層経営体制專題調査」（同『全国農村社会経済典型調査数据匯編』中共中央党校出版社、1992年）。これは、1990年末から91年始にかけて、「農村固定観察点（ただし、畜産中心の地域は除外）」の村幹部およびその農家（全農家の30％をランダムに抽出）を対象に実施された調査の集計結果である。本報告書は、合作化の統計的把握と、村幹部ならびに農家の意識の究明に重点がおかれており、大変貴重なものではあるが、われわれの利用できるものは、単純集計のものであり、マクロ集計の結果が公表されていない、という限界がある。

農業部が1990年に行った全国調査（郷鎮と村の98%をカバーした）の資料を基に作成した表1によれば（全国平均）、同年、郷または村の合作組織の組織率（合作社の設置数／郷鎮または村数）は、郷鎮レベルで38.0%、村レベルで54.9%となり、全体としてまだ相当低いと言わざるをえないが、村合作社のカバーする組、合作社が作られている組と連合合作社に加入した組の三者を合わせると、その組全体に占める比率（合作社の組カバー率）は65.1%に達した。

そして、村レベル以下の合作組織を構成単位別にみると、74%もの合作社が組（人民公社時代の生産隊に相当）を単位とし、2割強のものが（行政）村（大隊に相当）を単位としているが、組と組の連合によるものが非常に少ない（4.9%）、ということが分かる¹⁸⁾。

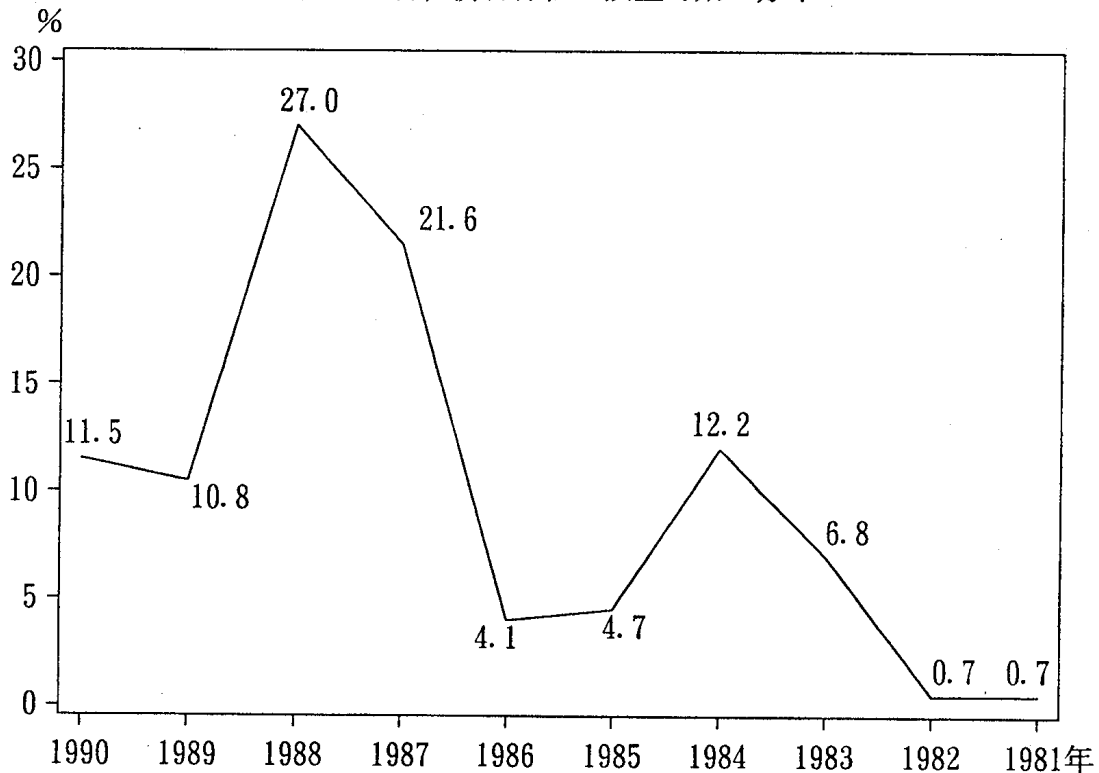
しかし、同表から読み取れるように、東部地域、中部地域および西部地域¹⁹⁾における合作組織の組織率において著しいばらつきが見られ、東部地域における「郷鎮合作社」の組織率は56.2%にも達し、中部地域および西部地域の40.2%、25.9%を大幅に上回った。そして、「村経済合作社」の組織率も、地域間に大きな格差が見られる（東、中、西はそれぞれ77.4%、55.7%、28.6%）。特に、省別にみる際、いまだに殆ど無組織的な状態に留まっている省（安徽や四川など）も存在することを考えると、今日、中国で行われている新しい合作化、または合作組織の再建が、実に地域的多様性と地域間の不均衡性を伴っている、という特徴を指摘することができる。1950年代前半、急速に繰り広げられた合作化、集団化のことを思い起こすと、このことは、かつて中国でよく用いられたキャンペーン式の経済運営方法が、改革のなかで徐々に改められつつあることを示唆している。

そして、村レベル以下の合作社の構成単位を見ると、東部と中部の農村で

18) 前掲、「弁公室」（1992年）参照。

19) 通常、東部地域＝北京、天津、遼寧、上海、江蘇、浙江、福建、山東、広東、海南；中部地域＝河北、山西、吉林、黒竜江、安徽、江西、河南、湖北、湖南；西部地域＝内モンゴル、広西、四川、貴州、雲南、チベット、陝西、甘肅、青海、寧夏、新疆。

図3 村経済合作社の設立時期の分布



(出所) 農村固定観察点弁公室編『全国農村社会経済典型調査数据滙編』(中共中央党校出版社, 1992年)より作成。

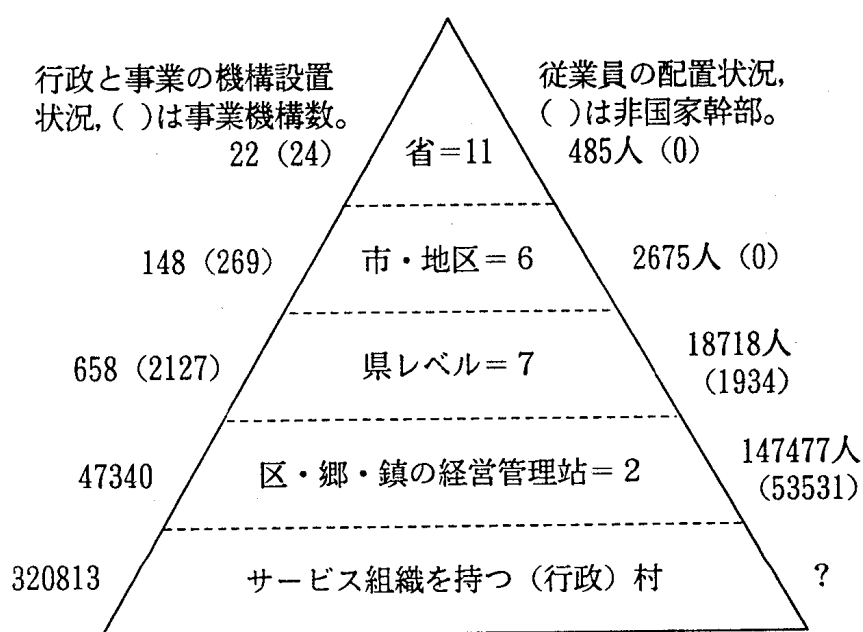
は、それぞれ4割と6割弱の合作社も村単位で作られたのに対して、西部では、9割以上もの合作社が組単位で設立されている。ただし、村単位の合作社の場合でも、自然村または組を基礎単位に幾つかの下部組織を設けていることが多く、ある調査によれば、それは全体の5割強に達するという²⁰⁾。

1990年末、「農村固定観察点弁公室(以下、弁公室と略す)」が行った合作化状況調査でも、村レベルの合作組織の組織率が54.0%で、前述の数字と比べて近い結果が出ている。これらのことを考え合わせると、1990年頃、中国農村では、過半数の村で経済合作社が設立されたと推測できよう。

また、村経済合作社の設立時期については、図3が示したように、1984年が1つのピークであったが、合作社が本格的に設立され始めたのが87年以降のことである(90年までの4年間設立されたものは全体の7割強を占めた)。

20) 前掲, 「弁公室」(1992年)による。

図4 農村合作経済の管理機構の設置状況（1990年）



(出所) 農業部資料より作成。

(注) 三角内の数字は各レベル1機構当たりの従業員数を表す。

1987年以降、急速に作られた「地区性合作経済組織」の性格については、既に触れたとおり、それは、独立性を有する協同組織であり、しかも、上部機関も下部機関も持たない非ピラミット型の組織である。しかし、だからといって、この新たな合作化に対して、行政面からの間接的な指導、または様々な事業活動を通じての支援が全く存在しないことをもちろん意味しない。図4に示されているように、実は、農業部の「農業合作経済指導司」を頂点とする農村合作経済の管理機構が郷鎮レベルまで設立されている。1990年の調査によれば、大半の省や直轄市レベルで合作経済の管理機構が作られている。地区レベルならびに県レベルの管理機構は、地区と県の数（それぞれ336, 2182）に比して相対的に少ないが、郷鎮レベルの経営管理站は、ほぼ1郷鎮に1つが設けられている。このことは、行政系統における合作経済の管理機構の設置が郷鎮レベルにおいて重点的に進められていることを意味するにほかならない。

もう1つ挙げるべき特徴は、各レベルの管理機構の人員配置が必ずしも充分ではなく、現実の需要に対応しきれない面があり、特に郷鎮の「経営管理

站」に1ヶ所当たり2人の職員（国家幹部1人だけ）しか配置されていないということは、今のところ、経営管理站自体が合作社の運営に重要な影響を及ぼしているとは言いがたいのではないかと、ということである。

(2) 専門的合作経済組織

専門的合作経済組織とは、共通の利益または目的を有する2人以上の個人、または2つ以上の組織が、自主互惠の原則に基づき、自らの労働力、技術、または生産資料をもって、協同的に生産、経営、諮問、サービスを行うものである、と定義されている²¹⁾。

ここで、農業部が90年に行った調査を基に、専門的合作経済組織の設置状況を地域別に示すと、図5のようになる。やや見にくいものであるが、専門的合作経済組織については以下の特徴を指摘することが可能であろう。

第一に、組織の性質による分類でみると、経営的（営利目的の）組織が圧倒的に多く全体の6割を占めたのに対して、様々なサービスの提供を主目的とする組織は、全体の3分の1程度に留まり、作物別、経営内容別に形成した専門的協会（研究会、勉強会を含む）はさらに少ない。また、こうした特徴が東部、中部と西部の間でほぼ共通している点が興味深い。

図5 専門的合作組織の形成状況（1990年）

専門的合 作 組 織	経営的組織 60, 60, 59, 65	農 業	24.6	22	28	27	運 輸 業	14.8	16	14	11
		工 業	26.7	27	25	30	飲食業等	16.2	17	15	16
		建 築 業	10.9	9	17	10	そ の 他	6.7	9	2	6
	サービスの組織 34, 33, 37, 25	耕 作	28.6	29	30	18	防 疫	11.6	10	14	21
		灌 漑	30.3	34	25	21	売 買	10.3	11	8	7
		病虫管理	12.6	10	15	25	そ の 他	6.6	6	8	7
	専門的協会 6, 7, 4, 10	耕種類(野菜, 果樹, 等)						47.3	46.9	47.0	45.5
		養殖業(豚, 牛, 鶏, 魚, 等)						34.5	34.7	35.3	36.3
		加工業類, その他						18.2	18.4	17.7	18.2

（出所） 農業部資料より作成。

（注） 各ブロック内の数字については、横の序列は、全国、東部地域、中部地域と西部地域のデータを表し、縦の数値はそれぞれの構成比を示し、合計では100となるが、4捨5入のため100にならない場合もある。

21) 前掲、農業部農村合作経済研究課題組（1991年）参照。

第二に、経営的組織を産業別に見ると、農業経営を中心に作られた専門的合作組織は、全体のわずか24.6%にすぎず、工業、建築業、運輸業および飲食、サービス業の合計比率を大きく下回った。それは、体制改革後、農家が余剰労働力等の資源を協同経営を通して非農業部門へ投入し、経済活動を拡大したことを反映しているように思われる。この点も、各地域で概ね共通していることは、図5にあるデータからよく理解できる。

第三に、農業経営に様々なサービスを提供する専門的合作組織は、全国の場合、その7割余りもが、耕作、灌漑および病虫管理のような生産過程のサービスを中心に作られ、生産資材の購入と農産物の販売を行う「売買」のような農業経営に対する間接的なサービス組織が非常に少ない。

最後に、専門的協会については、図5に示したように、組織数は確かに専門的合作組織のわずか6%しか占めていないが、この自主互恵の原理に基づいた新しい合作組織が改革の初期に殆ど存在しなかったことを考えると、やはり大きな進歩と評価せねばならない。「食糧を要とする」という人民公社体制下の農業政策の拘束から解放された農家は、野菜や果樹、養殖業など新しい経営分野に進出し、そのための様々な専門的協会が設立されたことは同図から読み取れる。

続いて、専門的合作組織の村落カバー率（組織を持つ集落／全集落）を見てみたいが、同調査ではこの数字は統計されていない。そこで、別のサンプル調査の結果²²⁾を用いて、専門的合作組織の集落カバー率について検討を加えたい。

「弁公室」の調査では、1990年に専門的サービス組織が設けられた集落は、調査対象地域集落総数のわずか17.5%を占めるにすぎず、その組織をサービス内容別にみると、飼料加工は28.5%で最も多く、耕作サービス20.0%、農産物販売18.5%、生産資料の供給と灌漑サービスはそれぞれ6.8%、その他の順となっている。そして、個人経営のサービス事業体については、何らかの事業体（複数の場合を含む）が存在する集落は、調査対象地域の38.3%を

22) 前掲、「弁公室」による。

カバーし、その内訳は、農作物の種子栽培25.2%、飼料加工24.0%、耕作サービス21.2%と小豚や雛の生産供給10.3%の順となっている。

以上を総じていうと、「地区性合作組織」の設立状況に比較してみると、専門的合作組織の普及はまだかなり低い段階にあり、その少ない専門的合作組織は、また、耕作サービス、種子・幼畜の生産供給、飼料加工などの分野に集中している、という特徴を指摘することができる。

2. 合作組織の設立条件

「弁公室」が1990年末から91年始にかけて行った農家意識調査（有効回答7439人）によれば、生産請負制が実施されて以降、農家単位ではできない、またはできるにしても非効率的だと感ずる農家の比率は84.2%にものぼり、中でも、「資金不足で投入増加が難しいこと」や、「生産技術が不足していること」、そして、「肥料・農薬の購入が難しいこと」が最も重要な事項の上位を占め、それに続いたことには、良い品種の調達、農産物の販売、農業生産の基盤整備、などがある。

また、村の提供する生産過程のサービスや生産資材の購入、農産物の販売等のサービスについては、3分の1の農家が不満を覚えており、とても満足している農家（15.3%）の倍以上であった。

こうした個別経営の限界を克服する方策として、村合作組織の総合的サービスを強化すべきだと考える農家の比率は57.3%であり、専門的合作組織の発展を期待する農家の比率16.5%、あるいは政府の農業サポートシステムの機能強化を期待する農家の比率25.1%を大きく引き離している。

ところで、合作組織の設立に対してのこうした要求があるにもかかわらず、なぜ合作社の組織率が低いかという問題については、ここで、村または組の固定資本の所有状況に焦点を当てて、地域間における組織化率の相違をもたらした原因を考えてみたい。

表2は地域別にみた固定資本の所有状況を表すものである。同表より、以下の点を読み取れる。第一に、1村当たり資本額にしても、農家人口1人当

表2 地域別にみる固定資本の所有状況 (元, %)

	一村当たり の資本額	一人当たり の資本額	郷村企業の 占める比率	村・組集団 経営の比率	農家所有（含共 同所有）比率
東 部 地 域	889819	783	58.9	15.6	25.5
中 部 地 域	419890	350	34.0	12.1	53.9
西 部 地 域	291613	233	26.4	7.7	66.0
全 国 平 均	533283	446	46.1	13.3	40.6

(出所) 農業部資料より作成。

たり資本額にしても、東部地域の水準が格段と高く、中部地域の倍以上、西部地域の3倍以上にも相当する。第二に、東部地域では、固定資産の4分の3もが郷村によって集団所有されているのに対して、中部地域の半分以上、そして西部の7割弱が農家所有となっている。周知のごとく、郷鎮企業を主体とする集団経済が非常に発達している東部では、いわゆる「以工補農」の農業支援政策が早くから打ち出されており、郷、村レベルでは、非農業部門の経営利潤から「以工補農基金」が制度的に調達されている。実にそれがある故に、共同利用の機械設備などを購入したり、農家に低価格または無料のサービスを提供する「地区性合作経済組織」が殆どの村または組で設立可能となったのである。

郷、村における合作組織の組織率と固定資本の所有状況との相関関係をより詳しく調べた結果は表3に纏められている。

一見して分かるように、両者が正の相関関係を有することは間違いない。しかも、郷鎮合作社の組織率は農家1人当たり固定資本額と、そして、村合

表3 合作組織の組織率と固定資本の所有状況との相関係数 (R^2)

(標本数=29省, 市, 自治区, 1990年)	農家人口一人当たり固 定資本額	集団所有固定資本の比 率
郷鎮合作社の組織率	0.26924	0.15594
村合作社の組織率	0.25869	0.24076

(出所) 農業部資料より作成。

作社の組織率は農家人口1人当たり固定資本額および集団所有固定資本の比率と共に高い相関を呈している。

もちろん、合作組織の設立は、その他の条件も重要だが、郷村経済において固定資本、特に郷鎮企業で使用されているそれがどれだけあるのか、そしてその固定資本を郷村集団がどれほど所有しているか、という2つの要素に大きく規定されている、ということは以上の分析から判断できよう。

この結論は、274村の主要幹部を対象とした調査結果にも裏付けられた。農家に様々なサービスを提供できない要因が集団経済の脆弱さに由来した物質的条件の乏しさである、と認識する人が全体の84.5%にものぼったのである²³⁾。

3. 合作社の組織構造と運営状態

(1) 合作社の組織構造

前述したように、一部の専門的合作組織を除外すると、「地区性合作経済組織」の殆どが村または組を基礎単位に設立されている。そこで、合作社と村民委員会と村党支部との三者の関係、すなわち、組織の構造がどうなっているかを検討する必要がある。

「弁公室」の調査によれば、合作社が設立されている村において、合作社が村民委員会と党支部と併存するものは、わずか9.5%でしかなく、村民委員会と一体化されたのが67.6%で、「党・政・経」三位一体の村が21.6%に達する。そして、合作社の責任者は、専任の者が13.5%で、村民委員会の主任による兼任68.3%と党支部書記による兼任16.2%を遥かに下回っている。

このように考えると、今日、繰り広げられている新たな合作化は、組織の再建という性格を有すると同時に、既存組織の再編過程、つまり、村レベルの組織を構造的に改善しながら、集団所有の土地管理、企業運営、個別農家へのサービス供給など新しい機能を取り込む1つの再編過程である、といった方が現状に符合するように思われる。

23) 同上。

(2) 合作組織の運営状況

こうした構造を有する村レベルの合作社は、設立当初から協同の原理に基づいたものではないこともあって、業務を遂行するに際して、必ずしもきちんとした規程に従っているとは限らない。「弁公室」の調査結果より、過半数の合作社には組織運営の規程が存在しないことが分かっている。

それでは、合作社の所管する様々な常設のサービスチームは、個別農業経営に対して、どのように、またどれだけのサービスを提供しているだろうか。以下は、前出の「弁公室」の調査に基づいて見ることにしよう。

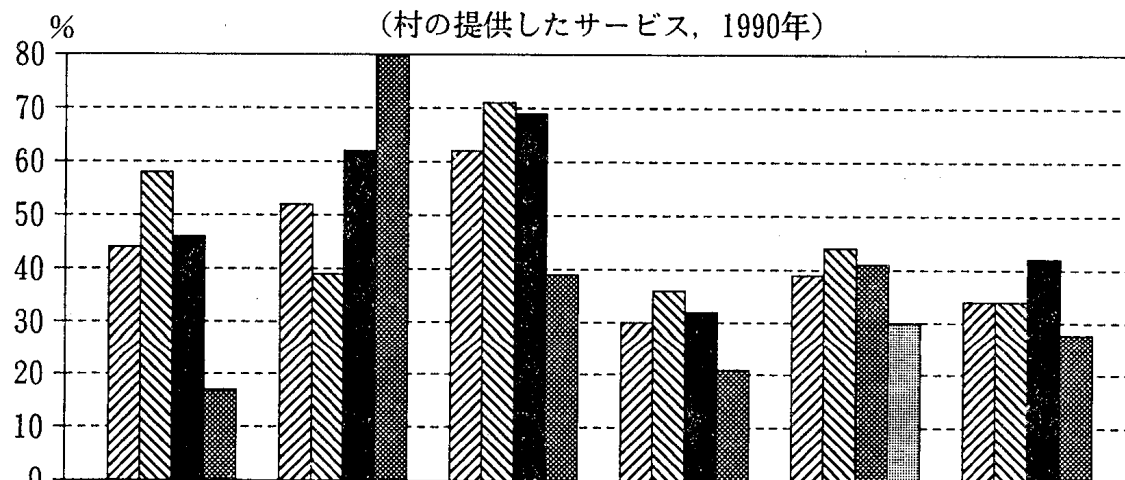
図6は、農業経営のなかで、重要な行程をなす機械耕作、灌漑管理、病虫害の防止・除去サービス、種子、肥料の供給および家畜の防疫に対して、村合作組織、その他専門的合作組織および農家自身がそれぞれどれぐらいのサービスを提供しているかを表すものである。以下、同図に基づいて合作組織の運営状態を明らかにしよう。

まず、機械耕作についてであるが、1990年に、機械耕作の耕地面積が全耕地の50.4%に達しており、決して高い水準とはいえない。機械耕作の水準は、地域間に大きな格差が存在するに違いないが、ここでは、その機械耕作を行う主体をみると、東部と中部では、村合作組織の提供した比率（それぞれ58.2%、45.1%）が西部のそれ（17.1%）より遥かに高く、逆に言うと、西部では農家自身のセルフサービスによるものが多い（43.9%）ことが分かる。

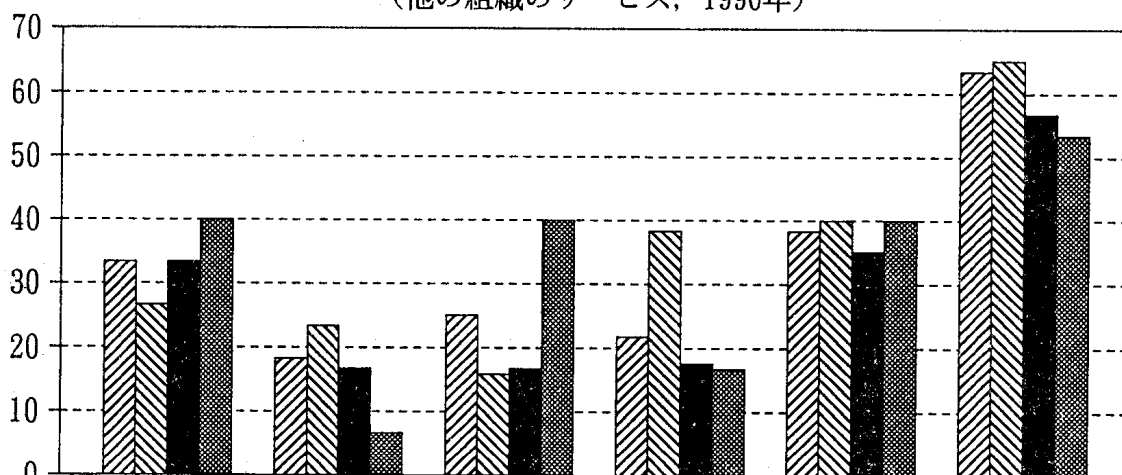
次いで、灌漑の管理について、反対に、東部では農家自身のそれが相対的に多いのに対して、中部と西部における村合作社による水の管理の比率が圧倒的に高い。これは、おそらく中部と西部地域で降雨量が少ないため、人工的な灌漑の管理がどうしても必要であり、しかも、その貴重な水の管理を担えるものとして、村合作社が浮かび上がったのではないかと考えられる。ちなみに、1990年中国における灌漑可能な耕地面積は全耕地面積の49.5%を占めた。

第三に、農作物の栽培管理（病虫害の防止・除去）において、地域間に大差は認められないが、そのサービスを提供する主体は相当異なっていること

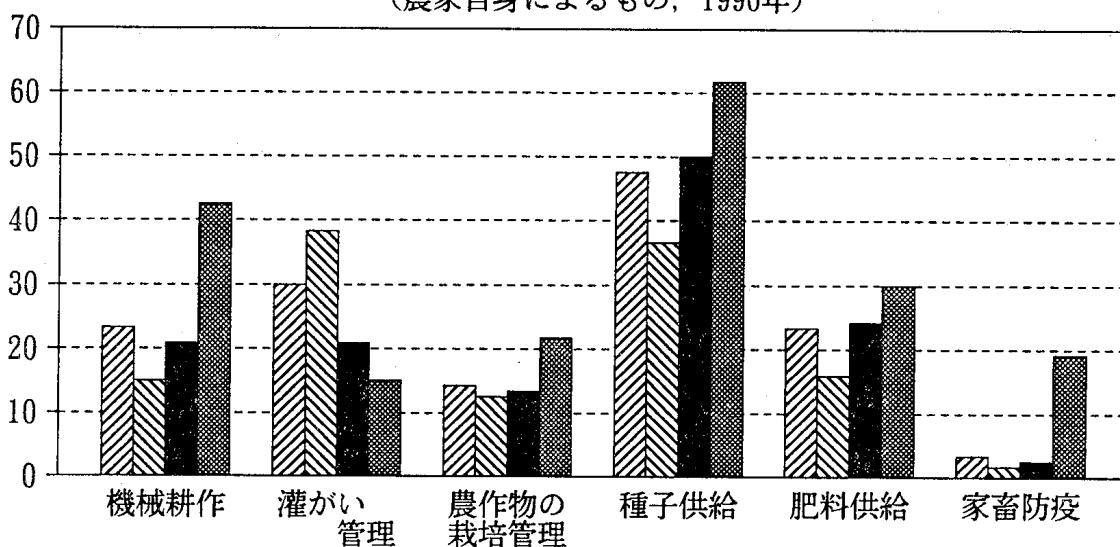
図6 個別農業経営へのサービス状況
(村の提供したサービス, 1990年)



(他の組織のサービス, 1990年)



(農家自身によるもの, 1990年)



▨ 全体 ▨ 東部 ■ 中部 ▨ 西部

(出所) 農業部資料より作成。

が明らかである。東部と中部では、村による比率が高いのに対して、西部では、その他専門的合作組織による比率が村のそれに匹敵するレベルにある。

第四に、種子の供給については、村合作組織の役割が小であることが各地域で共通している。そして、東部で専門的合作組織が相対的に大きいのに対して、中、西部における農家自身のサービスが目立つ。

第五に、肥料の供給において、村合作組織と専門的合作組織がほぼ同じ程度の役割を果たしており、農家が補完的な作用をしているように推察できよう。

最後に、家畜の防疫につき、その他専門的合作組織がきわめて重要な役割を演じている。これは、主として郷鎮の「畜牧獣医站」のような機関が存在することにその原因が求められる。

第3節 内陸農村における合作化の事例分析

——陝西省礼泉県「農村改革試験区」を中心に

本節の目的は、中国農村における合作組織の再編過程およびその現状分析を踏まえ、西部地域の陝西省礼泉県を事例に、そこで取り込まれている「地区性合作経済組織」と「専門的合作経済組織」の再建状況、とりわけ、農業技術の改良・普及システムの現状、形成過程および主な機能に焦点を絞って、現地調査の資料に基づいて実証的分析を行い、第1、第2節で検討された諸問題への理解を深めることである²⁴⁾。

1. 既存する農業サポートシステムの再編²⁵⁾

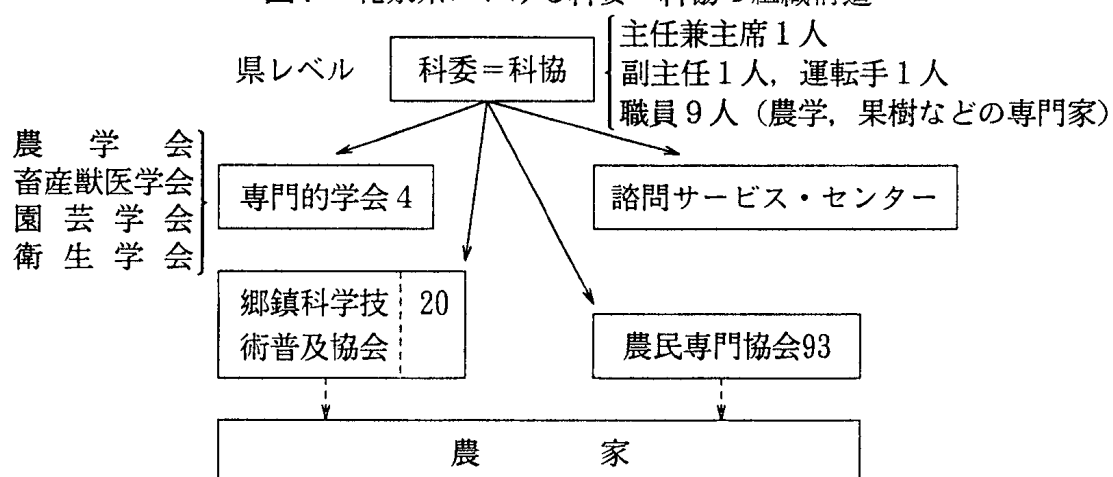
図1に示した構造と同じように、礼泉県においても県レベルの様々な農業サポート機関が設置されている。1992年10月までは、共産党の組織系統に設

24) 礼泉県は、全国の「農村改革試験区」として1987年から農村基層組織の再建に取り組み、大きな成果を挙げた内陸地域として知られている。そこにおける組織の再建について、拙稿「中国農村経済における組織再建の一考察」(『アジア研究』、近刊)がある。

25) 以下の分析は、筆者が1993年8月に礼泉県で行った調査の資料に基づいている。

置された県農村工作部と並立して、農業局、林業局、水利局、郷鎮企業局、土地管理局など農業または農村の経済活動を管轄する行政部門、およびそれらの部門が所管する農業技術普及站や種子站、經營管理站、畜産・獣医站等の機能組織がそれぞれ設けられていた。しかし、①新たな情勢下の農業または農村経済をより効果的にサポートする必要が出てきたこと、②国家財政における農業予算がますます厳しくなったこともあって、農業の試験費や事業費どころか、上述した機能組織の職員の給与さえも支給困難な状態になりつつある、それがゆえに、農業行政と農業サービスの組織上の分離、そして、その分離によって既存する農業サポートシステムの再編が求められたこと、との2つの理由で、92年10月に、農村工作部が廃止され、農村経済をトータルに管轄する「農業委員会」が発足された。同時に、農業機械管理站、園芸站、畜産獣医站、「植保站」、農業技術站、農業機械公司と農業放送学校から構成される、「農業服務中心」という農業技術の改良・普及を主目的とする新しいサポートシステムが築き上げられた。前者は農業政策の執行などを主な業務とする行政組織に、後者は非営利目的のサービス組織にそれぞれ変わったのである。

図7 礼泉県における科委＝科協の組織構造



（出所） 筆者の聞き取り調査による。

（注）（1） 4つの専門学会の総会員数は200人位。会員は一定の資格をもつ県政府機関の国家幹部である（農業服務中心の職員など）。

（2） 諮問サービス・センターは4人の専任職員を有し、農家や農民組織に対して、技術の諮問、資料の配布、生産資材の経営等を主要業務としている。

また、県科学技術委員会（行政機構。以下、科委と略す）も、科学技術協会（民間団体。以下、科協と略す）と組織を1つにし、様々な農業技術の改良、普及活動に従事し、「農業服務中心」の機能を補完するようになっている。現地調査によれば、礼泉県における科委と科協は、組織は2つあるが、職員は同じ人員によって構成されている。近年、図7に示したような科委＝科協の組織機構が形成されている。

科委＝科協の主な業務内容は、農家の需要に応じて、専門学会の農業技術者あるいは県以外の専門家を招聘し、郷鎮の科学技術協会や農民専門協会、あるいは農家を対象に、様々な農業技術研修会を開催し、応用技術の普及活動に勤めることである。

研修期間は、半日～1日、2～3日、一週間など、まちまちであり、随時に行われる場合もあるという。研修の内容は、作物の栽培技術、肥料の配合技術、果樹の栽培、食用菌の栽培、家畜の飼養、などに及んでいる。

研修費については、聞き取り調査によると、1991年までは、それが財政からの事業費で賄われたので、無料とされたが、今は、7～8元／1日（県レベル）、3～5元／1日（郷鎮レベル）を教材費、会議費として納めている。今日、技術に対する農家の要求は非常に高まったため、実費でも参加する者が多いという。1992年の年間実績は、県、郷鎮、村各レベルの技術研修会100回位、延べ出席者8000～9000人位に達したという。

しかし、問題がないわけではない。県の科学技術委員会は、本来財政の事業費を支えとして、いろんな応用技術の開発あるいは既存技術の改良を重点的に行うべきだが、経費が厳しく不足している中、市の「科委」から研究課題を毎年のように与えられてはいるが、そのための研究経費が全くないため、研究が行われないのが現状のようである。

2. 専門的合作組織の形成と成長

郷鎮レベルの科学技術協会について、その組織機構を礼泉県城関鎮の事例分析を通じて明らかにしよう。鎮科学技術協会は、体制改革の下で既存の農

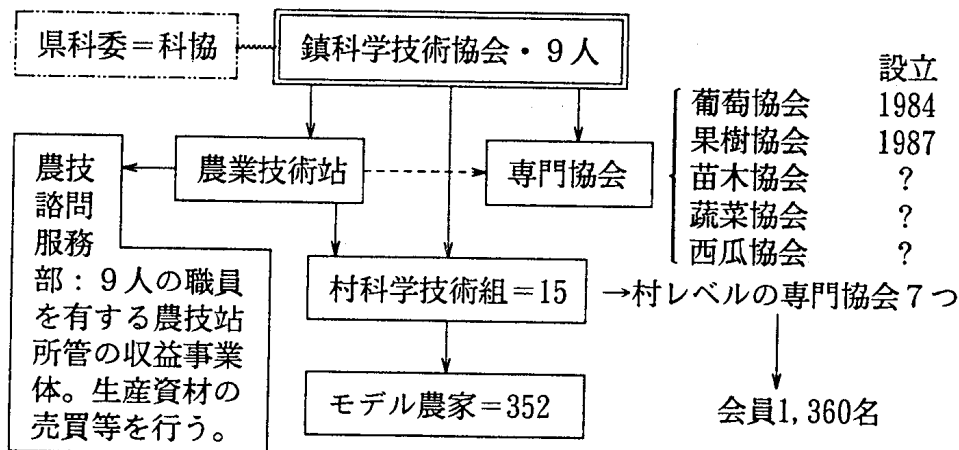
業サポートシステムの再編が進められるなかで、専門的合作組織の育成と技術の普及促進を目的として、1980年代初めに、鎮農業技術站の主導下で自発的に形成されたものであるが、のちに県の科学技術協会の指導を受け、特に礼泉県が「農村改革試験区」として指定されてからは、それが意図的に構築されることになった。

1993年8月現在、鎮科学技術協会の執行部は、武装部長、婦女主任、青年団書記、果樹と葡萄協会の2人の理事長、農業技術站4人の9人から構成されている。そのうち、国家幹部4人、鎮の招聘幹部3人、農業技術站の招聘職員2人となっているが、実際に、技術改良、普及の業務を遂行するリーダーシップを農業技術站が取っている。

城関鎮の科学技術協会の組織機構は図8に示した通りである。すなわち、鎮科学技術協会は、県の科委＝科協の間接的な指導または協力関係を保ちながら、農業技術站を土台に、専門協会と村科学技術組、さらに科学技術モデル農家、という組織システムを通して、農業技術などを個別経営の農家に提供しているのである。

そして、協会と会員の関係につき、規定上会員から会費を徴収することになっているが、鎮科学技術協会の幹部職員が農業技術站の者でもあるので、その給与は基本的に財政の支出で賄われている。日常的な事務費や技術普及のための事業費などは「農技站諮訊服務部」の経営収入で賄われている（92

図8 科学技術普及協会の組織機構



（注）聞き取る調査より作成。数字は1993年8月現在。

年経営収入4万元のうち、農業支援金1.6万元、固定資産投資5,6千元、職員給与支出)。その意味で鎮の科学技術協會はサービス型の合作組織といえよう。また、村以下の協會は必要に応じて会員から会費を徴収するが、それもまた技術研修を行う際に限って研修費として納めているようである。

ここで、注意する必要があるのは、農業技術站の諸活動経費は、その管轄下の収益事業体の営業収入によって支えられている、という点である。これは、県の科委＝科協の技術普及活動の中でも見られる現象であり、それを可能ならしめた原因は、実に「諮問サービス・センター」が存在しているところにある。

このような行政的な指導があるものの、基本的に農家や様々な専門協會の自主互惠を前提とした合作組織の形成と成長拡大は、進行中の新しい合作化にとって、非常に大きな意味を持つに違いない。

む す び

中国では、1950年代前半、個別農業経営を基礎とした農業合作化運動が政府の主導下で展開され大きな成果を遂げた。しかし、その後の政治経済的理由で、自主と互惠を原則とした個別農家間の協同組織である互助組が急速に消滅することとなった。かわって、合作社さらに人民公社という集団営農組織が作られ、それによって、農業も計画経済体制の中に組み込まれることになった。

しかしながら、個別農業経営の限界を克服し、生産力の発展を図るために作られたはずの人民公社体制は、その所得分配上の悪平等が制度化されたことで農家の勤労意欲が低下したことと、指令計画の下での経営管理が硬直化したことなどが原因で、必ずしも期待された結果をもたらすことができなかった。70年代末から始まった「農業生産請負制」の普及、そして人民公社体制の崩壊がそれを反映する何よりの証拠であった。中国農業は、50年代初めから80年代初めにかけての30年間、協同化なき個別経営→自主と互惠の原理に基づく協同経営→人民公社体制下の集団経営→協同化なき個別経営、とい

うサイクルを経験してから、再び個別農業経営の組織化問題に直面せざるを得ないことになっている。

言うまでもなく、市場経済化の流れの中で、農家単位の農業経営が効率的に行われうるはずがない。何らかの形で農業経営の組織化を図らねばならぬことは、政府も農家も分かっていた。本文の中で明らかになったように、80年代の前半に、農業政策の中でも農業経済組織の再建とそのための制度整備が必要不可欠であると明記されたし、農家レベルでも、血縁または地縁に基づいた様々な協同組織が自発的に形成された。そして、先進農村地域では、集団の蓄積で形成され成長してきた郷鎮企業の経営利潤を基礎に様々な形態の合作経済組織が設けられた。

こうして、80年代半ば頃に、既存の農村社会経済システム（郷鎮一村一組）を土台に、郷鎮、または村、または組の範囲と一致する「地域性合作経済組織」と、地域性を伴わない「専門的合作経済組織」、それに既存の合作経済組織（供銷社、信用社）から構成された新たな合作組織の構造が浮かび上がった。その後、行政の強力な指導の下で、個別農業経営を維持した上での合作経済組織による集団経営体制（合作経済組織）の育成がはかられ、後にそれを主内容とした「統分結合、双層経営」という新しい経済制度が農業政策の柱として定着し、今日、その普及が繰り広げられている。

しかし、こうした新たな合作化が各地で併行して進んできたわけではない。総じていうと、合作組織の組織率は東部＞中部＞西部であるが、合作組織の有無を規定する最も重要な要因は集団所有の固定資本額である。

市場経済化の中で、「統分結合、双層経営」という新しい経済制度は、小農経済の限界を克服する意味で大いに評価されるべきであろう。しかし、この経済制度が集団所有の固定資本、言い換えれば、郷鎮企業の経営利潤からの支援があってはじめて運行可能であることから、遅れた内陸農村における同制度の導入が非常に難しいと思われる。

また、同制度が全国で普及できるとしても、もし既存の農村と都市の二重的社会構造が制度（戸籍制度など）的に維持されていくなれば、農家数がま

すます増加（1985年1.91億戸，92年2.28億戸）し，農業経営もさらに零細化の方向へ推移せざるを得ない。結局，郷鎮企業の仕事の傍らで農業を営む兼業農家が絶えず作り出される一方，郷鎮企業からの補助金で運営される合作経済組織が全くの規模不経済の農業を支える，という歪んだ構造が必然的に形成されることになる。

新たな合作化あるいは協同化はいろんな意味で評価に値する。しかし，忘れてはならないのは，こうした合作経済組織の再建があくまで郷鎮企業の経済力を背景に，しかも，現存する二重的社会構造の下で進められていくとすれば，農業の近代化が決して実現できない，ということである。

（Yan Shan-Ping／経済学部助教授／1994.10.5受理）